

# 定 款

平成24年7月15日 決議・作成

平成25年12月16日 一部改定

平成26年4月24日 一部改定

これは現行定款に相違ない

一般社団法人日本在宅薬学会

代表理事 狭間研至

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本在宅薬学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区天神橋1丁目9番5号山西屋・西孫ビル3Fに置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、薬剤師の職能拡大・薬局の機能拡張を通じて、多職種連携・情報共有を基盤とした超高齢社会における新しい地域医療システムを構築し、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 在宅療養支援薬剤師の育成及び認定
- 2 在宅療養支援に必要な薬剤師等への教育事業及び教育プログラム開発事業
- 3 薬剤師等医療関係者を対象とし在宅療養支援について行う研修会、講演会及び学術集会の開催ならびに学会誌の査読、編集、発行
- 4 薬剤師が行う在宅療養支援業務に関するコンサルティング事業
- 5 在宅療養支援に関し、薬剤師、各種行政機関関係者、各種医療関係者を対象としたネットワークの構築及び普及啓発活動
- 6 地域医療における多職種連携を促進するための各種行政機関関係者、各種医療関係者との交流活動
- 7 在宅療養支援を支えるICTインフラの整備と活用に関する研究・開発事業
- 8 在宅療養支援に関し薬剤師の果たす役割について紹介する広報活動
- 9 お薬カレンダーの企画、制作及び販売
- 10 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3カ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡または解散もしくは破産したとき。

### 第3章 社員及び社員総会

(社員)

第11条 本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に定める社員は、正会員の中から選任される評議員とする。

第12条 社員総会は、評議員をもって構成する。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、次のとおり年2回開催する。

(1) 決算報告の承認を主な議題とする定時社員総会（每事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催）

(2) 次年度予算案の承認を主な議題とする定時社員総会（每事業年度末日までに開催）

前記の他、必要が生じるときに臨時社員総会を開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできないものとする。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、1ヶ月以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員および会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって決議することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名する。

## 第5章 役員等

(役員・委員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

(3) 評議員 員数については理事会で定める

(4) 委員 種別、員数については委員会規定に定める

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を業務執行理事とする。

4 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員・委員の選任)

第20条 評議員は、正会員の中から、理事の推薦により、理事会の承認を得て、理事長が囑託する。

2 理事及び監事は、正会員の中から、評議員会において選任する。但し理事会が推薦する理事及び監事候補者については正会員以外から選任することを妨げないものとする。

3 理事長は、理事会において選定する。

4 各役員および役職者、委員の選任は理事会において選定する。但し委員は会員及び学識経験者のうちから選定するものとする。

5 監事はこの法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(職務)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行す

る。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 代表理事、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

6 評議員は評議員会を組織し、この法人の重要業務を審議することができる。

#### (理事の制限)

第22条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1 当該理事の配偶者

2 当該理事の三親等以内の親族

3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

4 当該理事の使用人

5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任または追加選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す

る。

5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

6 補欠として選任または追加選任された評議員の任期は、前任者または先行し就任した評議員の任期の終了する時までとする。

(役員・委員の解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 評議員は社員総会の決議によって解任することができる。

3 役職者、委員は理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 会議

(会議の種別)

第29条 この法人の会議は次のとおりとする。

(1) 会員総会

(2) 社員総会（評議員会）

(3) 理事会

(会員総会)

第30条 会員総会は、会員をもって構成し、年1回理事長がこれを招集する。

2 会員総会の議長は、理事長とする。

3 次の事項については、社員総会（評議員会）で議決のうえ、会員総会に報告する。

- (1) 定款等の変更
- (2) 役員の任免
- (3) 事業報告及び決算報告
- (4) 事業計画及び予算
- (5) その他当法人の運営に関する重要な事項

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成し、理事長がこれを招集する。

2 本会は、評議員会をもって一般社団・一般財団法人法に定める社員総会とし、本定款第12条から第18条の規定に従い当法人の運営・業務につき審議・議決する。

3 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 理事に推薦された評議員候補の承認
- (5) 役職者、委員の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。



(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印または署名する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 定款及び社員名簿

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て理事長が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立て、これを取り崩すことはできないものとする。

## 第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が定める。

## 第12章 寄附金

(寄附金)

当法人は、理事会の決議により、会員または第三者から寄附金を募り、受領することができる。

2 当法人は、理事会の承認により、会員または第三者からの寄附金を収受することができる。

3 寄附金の募集、収受については理事会の決議を経て理事長が別に定める寄附金取扱規程によるものとする。

## 第13章 会費

(会費)

第1条 年会費は次のように定める。変更する場合は社員総会の決議によるものとする。

(1) 正会員 年額 10,000円

(2) 賛助会員 1口年額 100,000円